

千葉県バス停留所上屋添加広告物デザイン等指導要綱

(目的)

第1条 本要綱は、バス停留所の上屋に添加される広告物について、都市景観を向上させる優れたデザイン誘導を行うため、事業者に対する指導に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バス停留所上屋添加広告物 千葉県屋外広告物条例（平成3年千葉県条例第63号。以下「条例」という。）第6条第1項の許可を受けてバスの停留所の上屋に添加された広告物をいう。
- (2) 事業者 広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置について前号の許可を受けようとする又は受けたバス事業者又は当該バス停留所の添加広告板を用いて広告事業を行おうとする広告事業者をいう。

(広告物のデザイン等)

第3条 事業者は、広告物のデザイン等について千葉県屋外広告物条例施行規則（平成4年千葉県規則第66号。以下「規則」という。）別表第1に規定する事項のほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 交通安全の確保に関する事項
 - ア 歩行者の通行及び車両の走行の妨げとなるようなデザイン又は配色は避けること。
 - イ 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げることがないように配慮すること。
 - ウ 多数の文字、数字、図柄等を使用することで、過密した印象を与えることのないようにすること。
- (2) 市民感情への配慮に関する事項
 - ア 性又は暴力を意識させるものは表示しないこと。
 - イ 青少年の射幸心を煽る等、青少年の健全育成の観点から好ましくないもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及びこれらに類する業種等）は表示しないこと。
 - ウ 市民に畏怖、違和感等を与える蓋然性が高いものは表示しないこと。
- (3) 市民保護への配慮に関する事項
 - ア 虚偽、大げさな表現又は根拠のない内容は表示しないこと。
 - イ 違法な、又は反社会的な業態及び商品に関するものは表示しないこと。

ウ 喫煙又は飲酒を推奨するようなものは表示しないこと。

(4) 景観への配慮に関する事項

ア 景観と調和したデザインにすること。

イ 広告を表示しない部分の色と調和したデザインにすること。

ウ 高彩度色同士の組合せ、補色使い及び多色使いによるけばけばしい色彩は避けること。

(5) その他に関する事項

ア 多くの市民から理解が得られるような広告物の掲出を心掛けること。

イ 近隣住民とは十分に調整を図り、問題が生じた場合には速やかに対処すること。

(自主審査機関等)

第4条 事業者は、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする場合には、広告物のデザイン等に係る自主審査機関を設置し、当該広告物について自主審査を行うものとする。

2 前項の自主審査機関を設置したときは、事業者又はこれを代表する者は、前条及び規則別表第1に規定する事項に基づき自主審査基準を策定するものとする。

(報告の聴取、助言等)

第5条 市長は、この要綱の目的を達するために必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導若しくは助言をすることができる。

(事前協議)

第6条 当該広告物を表示し、若しくは設置し、又は広告物のデザインを変更する日の原則として30日前（複数の都市で同時に掲出する広告物のデザインにあっては2週間前）までに、次に掲げる図書を市長に提出して、事前協議を行うものとする。

(1) バス停留所上屋添加広告物デザインチェックシート（別紙1）又は別紙1に掲げる事項が記載された報告書

(2) 意匠図（実際の色見本が添付されているもの）

(3) 事業者の審査結果報告書の写し

(広告物のデザインの受理等)

第7条 市長は、前条の規定による提出があった場合において、本要綱に支障がないときは、速やかにその旨を事業者に連絡しなければならない。

2 都市局都市政策課は、提出された広告物のデザインについて、必要に応じて、市長が委嘱する屋外広告物のアドバイザーに報告をし、意見を聴取するものとする。

3 前項の屋外広告物のアドバイザーは、屋外広告物審議会の委員又は学識経験者とする。

4 事業者は、屋外広告物のアドバイザーから聴取した意見を考慮して広告物のデザインの掲出に努めるよう心掛けるものとする。

(補則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

バス停留所上屋添加広告物デザインチェックシート

年 月 日

申請者 住所又は所在
氏名（名称）
連絡先 （ ）

バス停留所上屋添加広告物について、以下とおり掲出したいので、事前協議します。

許可を受けた添加広告物について

現在の許可番号	年 月 日付け千葉県指令 第 号
許可を受けた住所	
バス停留所名	停留所

表示する広告物デザインについて

1 広告主	名 称
	所在地
	連絡先
	業 種
2 広告内容	
3 意匠全体の デザイン方針	
4 デザイン案説明	デザイン設計上の配慮点（指導要綱の基準との適合性等） *具体的な内容を記載すること。
(1) 交通安全の確保 に関する事項	
(2) 市民感情への配慮 に関する事項	

(3) 市民保護への配慮 に関する事項	
(4) 景観への配慮 に関する事項	
(5) その他に関する 事項	*近隣住民との具体的な調整方法について ()

*意匠図を添付してください。

*事業者の審査結果報告書（写し）を添付してください。